



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日本社宅サービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 笹 晃弘
(コード番号 8945 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 竹村 清紀
(TEL . 03 - 5229 - 8700)

従業員等に対するストックオプション（新株予約権）の発行及び割当に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条並びに平成 23 年 9 月 28 日開催の当社第 13 期定時株主総会決議に基づき、当社執行役員・従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権について、その具体的内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は経営参画意識及び業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるため、さらに優秀な人材を確保することを目的に、当社執行役員及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行する。

2．新株予約権の割当対象者及び割当数

当社執行役員 2 名、及び従業員 165 名に対し、合計 396 個を割り当てる。

上限 252 名及び 400 個

3．新株予約権割当の発行要領

(1) 新株予約権の名称

日本社宅サービス株式会社第 5 回新株予約権

(2) 新株予約権の数

396 個

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」と言う。）は 200 株とする。

なお、割当日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 79,200 株を割り当てる。

ただし、(2)に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

上限 80,000 株。発行する新株予約権の 1 個あたりの目的となる株式数は、当社が平成 24 年 5 月 1 日付で株式分割（2 分割）を行ったため 200 株とし、平成 23 年 9 月 28 日開催の当社第 13 期定時株主総会決議で、40,000 株上限としていた当社普通株式は 80,000 株上限に調整した。

4. 割当日

平成 24 年 5 月 16 日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個あたり 69,200 円（1 株あたり 346 円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、次により決定される 1 株あたりの払込み金額に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

ただし、当社が、当社普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額

27,403,200 円を上限とする。

7. その他追加決議事項

当社は、平成 23 年 9 月 28 日開催の第 13 期定時株主総会において決議された内容に加え、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会におきまして、以下の追加事項を決議いたしました。

(1) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(2) 新株予約権の取得条項

以下の 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償

で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 新株予約権の行使の条件について

本新株予約権は、当該株価が行使価額の1.5倍以上にならないと行使できない。

本新株予約権者は、当社の執行役員または従業員の地位（以下、「権利行使資格」という。）にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。

本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。

本新株予約権は、当社の株価のここ数年の安値の近似値でもある250円を下回った場合、本新株予約権者の新株予約権は消滅し、会社が当該新株予約権を引き取ることとする。

平成23年9月28日開催の第13期定時株主総会では、当該新株予約権の消滅条件として1株当たり500円を下回った場合は会社が当該新株予約権を引き取ることとしていたが、当社が平成24年5月1日付の株式分割（2分割）を実行したことにより当該新株予約権の消滅条件額を250円に調整した。

ただし、今後当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により当該消滅条件株価を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後消滅条件株価 = 調整前消滅条件株価 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、本新株予約権の消滅条件株価の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で消滅条件株価の調整を行うことができるものとする。

本新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(ア) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

(イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合

(ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(ご参考)

第13期定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成23年9月1日

第13期定時株主総会の決議日

平成23年9月28日

以上